

荒川区立 汐入小学校 PTA 規約

目次

- 規 約 -

- 第1章 名 称
- 第2章 目 的
- 第3章 方 針
- 第4章 会 員
- 第5章 会 計
- 第6章 役 員
- 第7章 会計監査委員
- 第8章 役員・会計監査委員の選出
- 第9章 顧問・参与
- 第10章 集 会
- 第11章 総 会
- 第12章 実行委員会
- 第13章 役員会
- 第14章 常任委員会
- 第15章 臨時委員会
- 第16章 個人情報取り扱い
- 第16章 改 正

- 細 則 -

- 第1章 慶弔規程
- 第2章 役員規程
- 第3章 個人情報取扱規定

—規約—

第1章 名称

第1条

この会は荒川区立汐入小学校 PTA と称し、事務所を同校におく。

第2章 目的

第2条

この会は会員である保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条

この会は、前条の目的を遂げるための次の活動をする。

1. 保護者と教職員が子どもの教育上の諸問題について学習しあい、よりよい保護者、よりよい教師となるように努力する。
2. 子ども達の校外生活における多くの危険や悪影響から守るとともに、積極的に遊びや集団活動の指導をする。
3. 学校教育を正しく理解し、その教育活動に協力する。
4. 会員相互の親睦ならびに教養につとめる。

第3章 方針

第4条

この会は、教育を本旨とする社会教育団体である。

第5条

本会の活動は次の方針をふまえて行う。

1. 学校教育を建設的に支援し、児童の教育や福祉に協力する。
2. 自主独立のものであって、特定の政党や宗教にかたよることなく他団体の干渉も受けない。
3. 営利を目的とするような事業を行わない。

第4章 会員

第6条

この会の会員は次の通りとする。

1. 正会員・・・・・・ 本校児童の保護者またはこれに代る者、および校長、副校長、教職員
2. 特別会員・・・・・・ 顧問、参与およびこの会の主旨に賛同する者

第5章 会計

第7条

この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第8条

この会の正会員は、会費を児童1人につき年額二千四百円とする。会費の納入は5月、ゆうちょ銀行より一括引き落としとする。

但し1世帯に3名以上の児童が在籍する場合は、2名分の会費を上限とする。

第9条

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第10条

この会は次の役員を置く。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上（保護者、教職員より選出）
3. 書記 3名以上（保護者、教職員より選出）
4. 会計 4名以上（保護者、教職員より選出）
5. 専門役員 必要数（保護者、教職員より選出）

会員総意のもとで増減することもある。役員任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第11条

会長は次の職務を行う。

1. 会を代表し、会務を総括する。
2. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会を召集し、会議の議長を務める。
3. 役員会で協議の上、各委員長を委嘱する。

第12条

副会長は次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
2. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会における会議の司会を務める。

第13条

書記は次の職務を行う。

1. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会の議事録を作成し、会長、学校長および会員への通知、および文書保管をする。
2. その他一般庶務を務める。

第14条

会計は次の職務を行う。

1. 本会のすべての金銭の収支を正確に記帳する。
2. 総会において会計監査を経た決算報告をする。
3. 本会における執行部で決議決定された内容の出入金のすべてを担う。

第15条

専門役員は次の職務を行う

1. 家庭・学校・地域社会における行事を専門とし、その行事が円滑に遂行するよう務める。
2. 担当行事に関して議事録等を作成し保管する。

第16条

学校長はこの会全般に関与し、すべての会に出席することができる。

第7章 会計監査委員

第17条

この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第18条

会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 役員・会計監査委員の選出

第19条

役員を選出は次の如くする。

1. 次の委員よりなる役員候補者指名委員会をつくる。
 - ① 校内委員又はこれに代る者より選出する。
 - ② 教職員の中から互選により2名までを選出できる。
 - ③ 実行委員の中から互選により3名までを選出できる。
2. 役員候補者指名委員会は、2月末日までに役員候補者を選出する。
3. 選出された役員候補者については、本人の同意を得なければならない。
4. 指名委員会は各々の候補者をあげ後期総会3日以前に公示する。
5. 役員は後期総会において承認を得る。

第20条

会計監査委員は、後期総会において、会長の任命によって選出される。

第9章 顧問・参与

第21条

この会に、顧問および参与を置くことができる。

顧問は本会を退職した会長経験者とする。

参与は本会を退職した役員経験者とする。

第22条

顧問・参与は本会の諮問に応ずる。

第10章 集会

第23条

この会の会議は次の如くである。

1. 総会（第11章）
2. 実行委員会（第12章）
3. 役員会（第13章）
4. 常任委員会（第14章）
5. 臨時委員会（第15章）

第11章 総会

第24条

総会は、この会の最高決議機関である。

第25条

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 総会は、対面または書面の実施とし、全会員の3分の1以上の出席によって成立する。
なお議決権行使兼委任状をもって出席にかえることができる。
決議は出席の過半数の同意を必要とする。
2. 定期総会は毎年2回開くことを原則とする。
 - ① 前期総会
 - ・ 新年度の年度計画および予算の審議
 - ② 後期総会 ・ 会計監査委員の選出
 - ・ 当該年度の活動報告、及び決算承認
 - ・ 新役員の承認
 - ・ 顧問、参与の選出
3. 臨時総会は次の場合に関く。
 - ① 会長および実行委員会が必要と認めた場合
 - ② 会員の3分の1以上の要求があった場合

第12章 実行委員会

第26条

実行委員会の組織は、役員、各正副委員長、各常任委員をもって構成する。

第27条

実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。
2. 総会に提出する議案を審議決定する。

第13章 役員会

第28条

役員会の組織は、役員をもって構成する。

第29条

役員会の任務は次の通りとする。

1. 総会および実行委員会において決議された事項を処理する。
2. 総会および実行委員会に提出する議案を作成する。
3. 本会活動内容の企画および立案する。
4. 各委員会によって立案された事業計画を審議決定する。
5. 臨時委員会を必要に応じて発足できる。

臨時委員会とは、役員会の企画立案決議によりこの会の会員をもって構成され、その任務が終了した時に解散する。

第14章 常任委員会

第30条

常任委員会の組織は次の通りとする。

1. 校内委員会・校外委員会をもって構成する。
2. 各委員会の委員は、原則として学年ごとに学級数+2名を最大として選出する。会長はこれを委嘱する。
3. 各委員会の正副委員長は、互選により委員長1名、副委員長2名を選出し、会長はこれを委嘱する。
4. 各委員長は、各委員会を招集し会議の議長を務める。
5. 各副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。

第31条

常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 校内委員会
 - ・ この会の会員に対し学校教育活動の状況および PTA 活動の現状を知らせ、相互の理解を推進することにつとめる。
 - ・ 児童の校内行事を積極的に支援し、活動を通じて PTA 活動を推進する。
2. 校外委員会
 - ・ 児童教育の理解につとめ学校教育に協力する。
 - ・ 児童の校外活動の指導につとめる。

第15章 臨時委員会

第32条

臨時委員会の組織は次の通りとする。

1. 臨時委員会は役員会の企画立案決議により発足し、会員である保護者と教職員をもって構成する。
2. 臨時委員会はその任務が終了した時に解散し、委員の任期は単年度内とする。

第16章 個人情報の取り扱い

第33条

本 PTA が活動を推進するために必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供及び管理については、細則に定める「個人情報取扱規程」により適正に運用するものとする。

第17章 改正

第34条

この規約を変更する場合には、総会において出席者の過半数の賛成を要する。

第35条

この規約に関する施行上必要なる細則は、実行委員会の協議により定める。

第36条

この規約は、平成14年4月1日より実施する。

平成29年5月13日一部改正

平成31年3月5日一部改正

令和6年4月1日一部改正

-細則-

第1章 慶弔規程

第1条

会員／在学児／顧問死亡の場合：香典五千円

※ 上記対象外（1親等など）の死亡に関しては対象外と

※ 地域の方等の死亡に関しては役員会の決定のものとする。

第2条

教職員の結婚／出産の場合：結婚／出産祝い五千円

第3条

教職員の転退職の場合：以下該当額相当の記念品

■ 会員・・・五千円

■ 非会員・・・三千円

第4条

全対象として病气療養時の場合の見舞金は、なしとする。

第2章 役員規程

第5条

人事異動

役員内の人事異動は会長の決定のもとに行う

第6条

役員選出

新役員は毎年書記2名以上、会計2名以上、専門役員必要数を指名委員会にて選出する

第7条

役員任期

1. 同役職の任期は3年までとする

2. 役員の任期は2年が望ましい

第3章 個人情報取扱規程

第8条

この個人情報取扱規程は、本 PTA が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに個人の権利利益を保護することを目的とする。

第9条

本 PTA は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第10条

個人情報の取り扱い方法は規約にて会員に周知する。

第11条

前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」などにより会長に提出された次の事項を記したものとす
る。

例) 氏名・連絡先・その他、必要とするもので同意を得た事項

第12条

会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目
について同意を取り消すことができる。

第13条

前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、す
でに会員に配布しているものについては
削除の連絡をすることでこれに替える。

第14条

本 PTA が取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 文書等の送付等
2. 各当番表の作成、配布
3. その他、本 PTA が必要と認める事項

第15条

本 PTA が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

第16条

不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やか破棄するものとする。

第17条

本 PTA が取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」第23条に規定される下記の場合を除
き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に
提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して
協力する必要がある場合

荒川区立汐入小学校 PTA 規約